

令和4年6月1日より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る入国条件のうち、「特段の事情」（親族・知人訪問の新規入国で一定の条件を満たす場合等）が緩和されました。

また、令和4年6月10日より、「水際対策強化に係る新たな措置（29）」に基づき、旅行代理店等を受入責任者とする観光目的の短期間の滞在の新規入国についても一定の条件を満たす場合、認められることとなります。

詳細については、下記のリンクをご覧ください。

国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請 令和4年6月1日

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html#section5

※新型コロナウイルス感染症に関する「水際対策の強化に係る新たな措置（29）」については上記リンクの「関連リンク」から確認することができます。